

パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に関する要綱

(令和元年 11 月 25 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第 21 号。以下「条例」という。）第 31 条第 2 項及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第 39 号。以下「規則」という。）第 28 条に基づき、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第 2 条 通勤に係る費用弁償は、パートタイム会計年度任用職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とするパートタイム会計年度任用職員

(2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、舟艇及び自動車（以下「自転車等」という。自動車は道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。）を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員のうち、勤務を要する日（以下「要勤務日」という。）を月単位で定められている者であって月 14 日以上勤務を通常の勤務態様としている者又は要勤務日を週単位で定められている者であって週に 26 時間以上の勤務を通常の勤務態様としている者

(3) 通勤のため交通機関等を使用して、その運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員のうち、要勤務日を月単位で定められている者であって月 14 日以上勤務を通常の勤務態様としている者又は要勤務日を週単位で定められている者であって週に 26 時間以上の勤務を通常の勤務態様としている者

(1 月当たりの算出方法)

第 3 条 通勤に係る費用弁償の月額、次の各号による総額（その額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）とする。

(1) 交通機関等を利用する区間については、定期乗車券、回数乗車券又は IC カードの組み合わせによって算出された額を比較し、最も低廉となる額

(2) 自転車等を使用するパートタイム会計年度任用職員（自転車等の使用距離が片道 2 キロメートル以上である者に限る。）に対し 2,600 円

2 前項第 1 号の計算の基礎となる勤務日数は、支給対象となるパートタイム会計年度任用職員の月ごとの要勤務日の日数とする。ただし、要勤務日を週単位で定められているパートタイム会計年度任用職員においては、1 週間当たりの通勤に要する費用に 52 週を乗じ、12 月で除して算出する。

(月の途中での採用又は退職)

第 4 条 月の途中で採用又は退職した場合のパートタイム会計年度任用職員の当該月に係る通勤に係る費用弁償は、次の各号による総額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 交通機関等を利用するパートタイム会計年度任用職員にあつては、当該月の普通乗車券等による実際に要した費用と前条第1項第1号及び第2項に定める方法により算出した額とを比較して最も低廉となる額

(2) 自転車等を使用し前条第1項第2号により通勤に係る費用弁償の支給対象となるパートタイム会計年度任用職員にあつては、当該月の勤務日数により算出された額

(支給の始期及び終期)

第5条 通勤に係る費用弁償の支給は、パートタイム会計年度任用職員が新たに第2条に掲げるパートタイム会計年度任用職員たる要件を具備するに至った場合においては、その要件を欠くに至った日の属する月の翌月をもって終わる。

2 通勤に係る費用弁償は、これを受けているパートタイム会計年度任用職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌々月（その日が月の初日であるときは、その日の属する翌月）から支給額を改定する。

(準用規定)

第6条 通勤に係る費用弁償の支給に関し、本要綱の定めるもののほか必要な事項は、職員の給与に関する条例（昭和35年板橋区条例第10号）、職員の通勤手当に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第12号）及び通勤手当支給規程（昭和44年板橋区訓令甲第21号）の規定を準用するものとする。この場合において、「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。